

みえ県民カビジョン
第三次行動計画
(仮称)
《最終案》

別冊資料編

数値目標一覧

(環境生活部関係抜粋分)

令和元年 12 月
三 重 県

目 次

1. 施策の数値目標.....	1
I. 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	1
II. 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	6

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

I 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
142	主指標	継続	交通事故死者数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。	第二次行動計画では交通安全計画の目標より高い数値（60人以下）を設定していましたが、高齢者交通事故者が目標どおり減少しなかったなどの理由から目標未達という結果になっています。第三次行動計画においても交通事故死者数減少の重要性や数値設定に係る考え方は変わらないことから60人以下と設定しました。	87人 (30年)	60人以下
142	副指標	継続	交通事故死傷者数	交通安全対策における最大の課題である交通事故死者数を抑制するためには、事故を減らし、死傷者数を減少させることが重要であり、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に向けた教育・啓発を推進していくことにより、その結果、死傷者数が減少していくことから選定しました。	第10次三重県交通安全計画の目標値を達成しているため、過去10年間の年平均減少率を乗じて算出した毎年500件以上減少させることを目標に設定しました。	6,223人 (30年)	3,700人以下
142	副指標	新規	高齢運転者事故件数	人身事故に占める高齢運転者の事故割合が増加傾向にある中で、高齢運転者事故対策が全国的にも喫緊の課題となっていることから選定しました。	平成30年中における人身事故に占める高齢運転者事故割合が最も低い県の数値および本県における過去10年間の年平均減少率をふまえて、令和5年度の目標値を670件以下に設定しました。	968件 (30年)	670件以下
142	副指標	継続	飲酒運転事故件数	「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げ、飲酒運転0（ゼロ）をめざして、まず飲酒運転事故0（ゼロ）の達成をめざしていく必要があることから選定しました。	第二次行動計画では「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」と合わせ毎年5件以上減少させることを目標に設定しましたが、飲酒運転の厳罰化に係る遵法意識の希薄化などの要因により目標未達という結果になっています。第三次行動計画においても飲酒運転撲滅の重要性や数値設定に係る考え方は変わらないことから、23件以下と設定しました。	42件 (30年)	23件以下

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
142	副指標	新規	「ゾーン30」整備地区数(累計)	生活道路における歩行者等の安全確保を目的として、市町等の道路管理者と連携し「ゾーン30」の整備を進めています。県内では、歩行者等が被害者となる交通事故の発生が後を絶たないことから、速度抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る「ゾーン30」の整備を進め、県民の安全・安心を確保するため選定しました。	「ゾーン30」の整備は、歩行者等の安全を確保するため、今後も、交通状況等に応じて、着実に歩みを進める必要があることから、毎年度2地区(以上)を整備することで、令和5年度末までに55地区以上の整備を目標として設定しました。	47地区 (見込)	55地区 以上
142	副指標	新規	信号機のない横断歩道における一時停止率	信号機のない横断歩道における歩行者の優先は、法令により「横断歩道手前での減速義務」と「横断歩道における歩行者優先義務」が規定されているにもかかわらず、横断歩道上での交通事故が発生し、重大事故に直結することから、歩行者の安全を確保するために選定しました。	今後、現状値を把握し、目標値を設定します。	(調査中)	(検討中)
143	主指標	継続	消費者トラブルに遭った時相対した人の割合	消費者トラブルに遭った時に消費生活センター等の相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、消費生活の安全の確保の指標として選定しました。	第二次行動計画において、当該指標は49.6%(H27)から62.5%(H30)に大きく上昇しましたが、どこに住んでも質の高い相談・救済を受けられ、安全安心が確保されるためには、引き続き当該指標を高めていくことが必要であることから、毎年度1.5%ずつ高めていき、令和5年度の目標値を70.0%にすることを目標としました。	62.5% (30年度)	70.0%
143	副指標	新規	高齢者や若年者に向けた消費生活講座に参加した人数	近年、消費生活相談における高齢者の割合が高まっていること、また令和4年度から施行される民法の成年年齢引下げをふまえた若年者への啓発が急務であることから、消費生活出前講座・青少年消費生活講座・小中学校消費生活出前講座等の参加者を増やすことが、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に有効であると考え、指標として選定しました。	消費生活相談割合の最も高い高齢者や成年年齢引下げの対象となる若年者への啓発強化が重要であることから、関係機関と連携し、講座等の開催回数を増やすことで、令和5年度の参加者数を7,800人まで増やすことをめざして目標値を設定しました。	5,244人 (30年度)	7,800人
143	副指標	継続	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	消費者トラブルの解決のための助言、斡旋等を行う中で、斡旋による解決率を高めることが消費者被害の救済に大きく寄与することから選定しました。	第二次行動計画では、斡旋事案のほとんどの解決をめざし95.0%の目標値を設定しましたが、消費者トラブルの複雑化、消費者ニーズの多様化などの要因により目標未達という結果になっています。しかし、斡旋による消費者トラブルの解決の重要性や数値目標の設定に係る考え方は変わらないことから、95.0%を目標としました。	92.1% (30年度)	95.0%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
151	主指標	変更	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	家庭における地球温暖化対策には、省エネルギーや節電、再生可能エネルギーの導入等の取組が必要であり、家庭からの二酸化炭素の排出量の約半分を電気の使用が占めていること、また、県が実施する普及啓発については、県民個人への働きかけが中心であることから選定しました。	国では、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度（2億百万t-CO2）比で家庭部門の温室効果ガス排出量を約4割削減することを目標としています。国の削減目標と整合するよう県における令和5年度の目標値（991千t-CO2）を算出しました。	1,080 千t-CO2 (30年度)	991 千t-CO2
151	副指標	新規	環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動意欲を示した参加者の割合	県民の皆さんの自発的な環境行動を促進するためには、環境保全に対する意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であることから、県環境学習情報センターが実施する指導者養成講座や出前講座等への参加、県地球温暖化防止活動推進員等が実施する出前講座等の内容を充実させ、参加者の方に満足していただくとともに、自ら環境行動を起こすことを認識していただくことを目標として選定しました。	講座等を受講した県民の皆さんや事業者の100%の方が自発的に環境活動に取り組む意向を示すことをめざして設定しました。	91.1% (30年度)	100%
151	副指標	新規	大規模事業所における温暖化対策計画に基づく目標達成率	温室効果ガス排出量の約6割が産業部門から排出されており、その8割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。	令和5年度の目標値は、計画書で定める排出量目標が3年毎に見直され、半数以上の工場等が前回の排出量目標よりも厳しい値を定めている状況を勘案し、近年の達成率の実績値のレベルを維持することを目標として設定しました。	79.1% (29年度)	80.0%
152	主指標	継続	廃棄物の最終処分量	循環型社会の定着を図るためには、廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進め、最終処分量を削減する必要がありますことから選定しました。	廃棄物の最終処分量については、一般廃棄物は減少傾向にあるものの、産業廃棄物は事業活動の影響を受けることもあり、増加傾向にあります。また、国のプラスチック資源循環戦略では、令和17（2035）年度までに、廃プラスチックを全額再生利用することを目標としています。これらことから、国の目標値との整合性を図るとともに、より一層の再生利用の推進をふまえて、令和5年度の目標値（318千t）を設定しました。	331千t (30年度 速報値)	318千t

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
152	副指標	継続	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	廃棄物の最終処分量を削減するには、ごみの排出量の削減が必要であることから選定しました。	1人1日あたりのごみ排出量は、現状の取組を継続した場合の数値を近年の状況から推計すると減少傾向にあります。また、国では令和12（2030）年度までに家庭系および事業系食品ロス量を平成12（2000）年度比で半減する目標を設定しています。これらのことから、国の目標値との整合性を図り、令和5年度の目標値（918g/人日）を設定しました。	943g/人日 （30年度速報値）	918g/人日
152	副指標	新規	建設系廃棄物の不法投棄件数	産業廃棄物の不法投棄を撲滅するためには、その大半を占める建設系廃棄物を減らすことが重要であることから選定しました。	第二次行動計画期間の各年度の件数をもとに設定しました。	12件 （30年度）	10件以下
152	副指標	変更	不適正処理4環境修復の進捗率	生活環境保全上の支障等のある4事案について、着実に環境修復を進める必要があることから選定しました。	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限（令和4年度末）までに着実に環境修復を実施し、その効果が維持されていることを確認する必要があることから、目標値を設定しました。	65.0% （見込）	100%
152	副指標	新規	「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）	ワンウェイプラスチックや食品ロス削減に向けた取組などを推進するため、「資源のスマートな利用」を宣言する事業所数を増加させる必要があることから選定しました。	ワンウェイプラスチックや食品ロス削減に向けた取組などを推進するため、より多くの事業所に「資源のスマートな利用」を宣言していただくよう、毎年250件ずつ増加させることを目標として設定しました。	-	1,000件
154	主指標	継続	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であることから選定しました。	各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざしていますが、環境基準の達成が著しく困難な一部の水域を除いた目標値を設定しました。	90.2% （30年度）	97.0%
154	副指標	継続	大気・水質の排出基準適合率	大気・水環境への負荷を削減していくためには、発生源である工場・事業場の排出基準が遵守されていることが必要であることから選定しました。	全ての工場・事業場で排出基準が遵守されている必要があることから目標値を設定しました。	100% （30年度）	100%
154	副指標	継続	生活排水処理施設の整備率	伊勢湾再生等において、陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きく、水質改善のためには生活排水処理施設整備の推進が重要であることから選定しました。	「生活排水処理アクションプログラム」の中間目標年度（令和7年度）において、生活排水処理施設整備率の目標を92.3%としていることをふまえて、令和5年度の目標値を90.3%に設定しました。	85.3% （30年度）	90.3%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
154	副指標	継続	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の皆さんの伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。	市町と連携するなど、これまでの継続的な取組拡大を図り、第二次行動計画を上回る年1,500人を増やしていくこととし、令和5年度の目標値を41,000人と設定しました。	35,063人 (30年度)	41,000人
154	副指標	新規	無許可による土砂等の搬入件数	土砂条例に基づき、土砂等の埋立て等を適正に実施させるための成果を示す指標として選定しました。	県民等からの通報による現地確認のほか、日常的なパトロールによる成果を前提とし、毎年度0件とする目標値を設定しました。	-	0件

II 創る ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
211	主指標	継続	人権が尊重されている社会の割合	人権が尊重される社会の進展の度合いは、県民の意識に現れるものと考えられることから選定しました。	人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、第二次行動計画の年間平均伸び率0.33%を上回る年1%増加させることをめざして、令和5年度の目標値を43.8%に設定しました。	39.5% (30年度)	43.8%
211	副指標	新規	人権研修等を受講した割合	三重県人権施策基本方針では、人権啓発の目的を、県民が人権尊重の視点に立つて活動を行うこととしています。人権研修等の受講者が、人権を尊重する行動への意欲を持つことができたかを把握するために選定しました。	県民を対象とした人権研修等のアンケートにおいて、「人権を大切にしている行動をしよう」と「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した割合を100%とすることをめざして目標値を設定しました。	97.7% (見込)	100%
211	副指標	新規	人権学習によって人権を守るための行動を感じた子どもの割合	三重県人権教育基本方針において、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むことを人権教育の目的としていることから選定しました。	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別はいけないと思う」と回答した生徒の割合が98.3%（過去最高値）である一方で、「差別をなくすための行動をしたい」と思う生徒の割合は86.6%に留まっています。第三次行動計画ではその差を埋め、さらにこれまでに上回る数値まで到達することをめざし、年ごとに3%程度を積み上げていけるよう目標値を設定しました。	86.6% (30年度)	98.5%
211	副指標	新規	人権に関わる相談員を対象とした研修会が、研修内容を今後の業務に生かした割合	相談員を対象とした資質向上研修会は、相談員の人権に関する知識の習得や相談対応力の向上と相談体制の充実を図るものであり、参加者が研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合が指標として適切であることから選定しました。	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者のアンケートにおいて「研修内容を今後の業務に生かしたい」と「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した割合を100%とすることをめざして目標値を設定しました。	95.7% (見込)	100%
212	主指標	新規	性別による固定的な役割分担意識をもつ県民の割合	男女が社会の対等な構成員として共に参画する男女共同参画社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識をもつ人の減少が重要であることから選定しました。	先進県では、この4年間で固定的役割分担意識を持つ人の割合が3.0%減少していることから、その減少割合を上回る3.2%を4年間で減少させることを目標に、令和5年度の目標値を20.1%と設定しました。	23.3%	20.1%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
212	副指標	新規	「女性の職業生活に関する法律」の施行に伴い、業主等、常時雇用労働者数100人以下の団体数	県内企業の多くを占める中小・小規模企業や団体が、事業主計画の策定や、「女性の活躍推進三重県会議」に加入して自主取組宣言を行うことにより、女性が職業生活において能力を発揮できる環境づくりが進み、女性の活躍が推進することから選定しました。	女性の活躍推進に取り組む企業・団体の増加に向けて、事業主行動計画策定数については、先行する次世代育成法に基づく計画において8年間で達した策定数327団体をめざします。併せて企業・団体への働きかけを強化し取組宣言数を70団体にすることとし、令和5年度の目標値を合計397団体と設定しました。	310団体 (30年度)	397団体
212	副指標	新規	ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合	ダイバーシティ社会推進のためには、ダイバーシティに対する県民の皆さんの理解や共感が進み、主体的な行動につながっていくことが重要であると考え、それを表す指標として選定しました。	新規設定のため、令和元年度後期に実施する取組（ダイバーシティに関するワークショップ等）にてアンケート調査を実施し、現状値を把握した上で、目標値を設定します。	(調査中)	(検討中)
213	主指標	継続	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	多文化共生の社会の進展の度合いは、県民の意識に現れるものと考えられることから選定しました。	全国を対象とした意識調査（H30）における多文化共生社会の実現を肯定的にとらえている人の割合と本県の現状との比較をふまえ、令和5年度に10ポイント引き上げをめぐらして（年2%増）、令和5年度の目標値を37.3%に設定しました。	27.3% (30年度)	37.3%
213	副指標	変更	医療通訳者の通訳可能な医療機関数	外国人住民が医療機関において、言語による意思疎通に不安を感じることなく受診できることが、多文化共生の社会につながると考えられることから選定しました。	通訳者を常勤で配置する医療機関は、平成27年度6機関が、令和元年9月現在13機関と年平均1.7の増であったこと、また令和元年度は1機関において電話通訳を導入予定であることをふまえて、年3機関ずつ増やすこととし、令和5年度の目標値を26機関と設定しました。	14機関 (見込)	26機関
213	副指標	新規	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われる学校の割合	日本語指導が必要な子どもたちが、学校で安心して学び、社会で自立していくために必要な力を身につけるためには、日本語能力が大切であることから選定しました。	日本語指導が必要な子どもが在籍する学校が増加している中で、どの学校で学んでも日本語能力を身につけられるよう、在籍する全ての学校で適切な日本語指導が行われることをめざして設定しました。	89.6% (見込)	100%
227	主指標	変更	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから選定しました。	魅力ある文化にふれる機会や学びの機会などを提供していくため、参加した文化活動、生涯学習に対する満足度については、過去最高値を見込んだ令和元年度を現状値とし、令和5年度までに4%の上昇をめぐらして目標値を設定しました。	73.7% (見込)	77.7%

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
227	副指標	変更	県立文化施設の利用者数	文化にふれ親しみ、創造する機会を充実させるためには、県立文化施設が、県民の皆さんに魅力ある文化にふれる機会を提供できたかどうかを測る必要があることから選定しました。	県立文化施設の利用者数については、近隣文化ホールの改修工事に伴う休館による増加要因を除く、過去4年間の平均値152.0万人を現状値とし、令和5年度までに0.8%の増加をめざし、目標値を153.2万人に設定しました。	152.0万人 (見込)	153.2万人
227	副指標	新規	新たな保存活用も地域計画が一体となって活用・継承していること、地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	地域社会総がかりで文化財が適切に保存・活用・継承がなされるためには、市町が策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられることが重要であり、この計画に位置づけられる文化財の数は、文化財の保存・活用・継承への方向性が示された指標として最も適していると考えられることから選定しました。	地域社会総がかりでの文化財の適切な保存・活用・継承のため、着実に地域計画の策定を進め、対象となる文化財を4年間で160件とすることを目標に設定しました。	0件	160件
227	副指標	新規	公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	社会教育の役割として、地域課題の解決に向けて、人づくりの取組（講座やワークショップ等の学習機会の提供）を行うことが重要と考え、選定しました。	全市町の公民館等において、地域課題の解決に向けた取組が行われることをめざし、令和5年度の目標を設定しました。	11市町 (30年度)	29市町